

ID: 226

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	利用中止命令		
例規名 根拠条項	大河原町立学校施設の開放に関する規則 第17条		
例規番号	平成27年教育委員会規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。</p> <p>(利用の中止)</p> <p>第17条 教育委員会は、次の各号の1に該当すると認めるときは、学校施設の開放を利用する者(以下「利用者」という。)に対し利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該利用者がこの規則又はこの規則に基づく実施細目に違反したとき。</p> <p>(2) 当該利用が第8条第4項各号の1に該当するとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月29日	最終変更年月日	年 月 日